

令和元年度 第1回市川市市民活動団体事業補助金審査会 次第

日時：令和元年5月8日（水）午前9時30分から

場所：市川市八幡2丁目4番8号

ボランティア・NPO活動センター

次 第

1. 議 題

(1) 実績報告書の審査

- ①実績報告書の支出内容の認否について
- ②審査会委員からの質問に対する回答について（資料1）
- ③事業効果に疑義のある案件について（資料2）

(2) その他

- ①補助金交付申請の追加募集について（資料3）

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 資料1 「質問と回答」
- ・ 資料2 「事業効果に疑義のあるもの、アドバイス等」
- ・ 資料3 「補助金交付申請の追加募集について」

市川市市民活動団体事業補助金審査会会議録

1. 日 時：令和元年5月8日（水） 9時30分～12時00分
2. 場 所：市川市八幡2丁目4番8号 ボランティア・NPO活動センター
3. 議 題：(1) 実績報告書の審査

- ①実績報告書の支出内容の認否について
- ②審査会委員からの質問に対する回答について(資料1)
- ③事業効果に疑義のある案件について(資料2)

(2) その他

- ①補助金交付申請の追加募集について

4. 出席委員：金丸会長、榎戸副会長、五関委員、坂口委員、岩松委員、福井委員、大西委員、竹中委員、小野委員、鈴木委員（10名）
5. 事務局：藤田課長、小林主幹、矢萩主任、玉木主任（4名）

6. 内 容

金丸議長：ただ今から、令和元年度第1回市川市市民活動団体事業補助金審査会を開会いたします。それでは、議事に沿って取り進めていきたいと思っております。はじめに、議題（1）「実績報告書の審査」として、①、「実績報告書の支出内容の認否について」の審査を行います。事務局から内容の説明をお願いします。

事務局：審査をお願いしたい団体が1団体ございます。資料2の4ページ目をご覧ください。93番、団体名「市川市将棋愛好会連盟」です。申し送り事項をご覧ください。大会上位入賞者へ渡す賞状の印刷製本費が補助対象経費と認められるかについて審査をお願いいたします。現在、スポーツ大会やコンテスト等で参加者へ与えるトロフィー、メダルは補助対象経費として認められておりません。当日の賞状への名入れのための筆耕代は、申請時の審査会で、報償費として、認められております。事前にご回答を頂きました、委員の皆様の意見を踏まえ、ご意見をお聞きいたします。説明は、以上です。

榎戸委員：質問です。メダルやトロフィー等は参加者に渡す物であり高額となってしまうことから、認められていません。それに対して、賞状の印刷製本費は物ではなくて作業に対する費用です。そのため、基本的に性質の違うものであり、額ではなく質の違いがポイントになっているということによろしいでしょうか。

金丸議長：従来、1%支援制度時代にはトロフィーやメダルは認めていました。このような場合高額になることが多く、用途について疑義がでることが多かった。新しい制度になって、トロフィーやメダルを除外しました。今回はトロフィーではなく、26枚の賞状の印刷代として10,000円を計上しており、高額とはいえない額です。また、筆耕代としての報償費については申請の時点で認定しております。

岩松委員：制度が変わるタイミングで補助対象経費の要件を厳しくしました。金額の多寡にかかわらず賞状は記念品であると考えられるので除外とすべきです。

金丸議長：おっしゃる通りトロフィーと同様のものとみることもできます。除外とされた経緯としては、トロフィーの購入が多く金額が問題となったというところがあります。

鈴木委員：今回の賞状の印刷代についてはどちらとも考えられます。理由も含めてこの審査会で審査基準を定め、整理すればよいと思います。

五関委員：賞状にかかる経費については、補助対象経費とせず、参加費からの充当とすべきであると考えます。

金丸議長：印刷製本費が対象外となった場合は、賞状製作の筆耕代としての報償費のみが補助対象経費となります。

榎戸委員：今回、賞状が認められないとなれば、今後も同様のケースがあった場合には認められないことになるという事になりますよね。

金丸議長：そのようになります。

坂口委員：賞状作成には、報償費か印刷製本費のどちらかの計上で良いのではないですか。

事務局：賞状については、事前に印刷して用紙を準備したうえで、当日、名入れの部分のみの筆耕を依頼するもので、賞状の印刷製本費と報償費の両方の経費が発生したということになります。

金丸議長：他の団体で、賞状と明記して計上していない印刷製本費については、賞状の製作費用であるかどうかの区別が難しくなってしまう点が問題であると思います。事務局からはトロフィー、メダルなどの記念品について除外するという点は団体にどのように説明しているのですか。

事務局：ガイドブックで「スポーツ大会やコンテスト等でのトロフィー、メダル、また参加賞など参加者に与えられる記念品となるものは認められない。」と記載をしております。今回、賞状について、こちらに該当するかどうかということをご判断頂きたいということです。

岩松委員：参加者に与える物は、すべて認められないと整理すべきです。

小野委員：賞状は認めてよいのではかと思えます。賞状のみは認められるとガイドブックに明記すればよいのではないのでしょうか。

五関委員：賞状を認める場合、際限がなくなってしまうという危険がありますよね。

岩松委員：賞状の作成費用といっても、筆耕を依頼する人によって値段が変わったりすることもあります。賞状といってもかかる費用がどれくらいかかるか不明瞭な部分があります。

小野委員：金額がいくらかかるかわからないということが問題であれば、印刷された賞状のみ認めることも考えられるのではないのでしょうか。

金丸議長：賞状の印刷代とトロフィーのような物は区別して、認めてもよいと思います。賞状作成のための印刷代ということであれば認めてもよいのではないのでしょうか。

大西委員：賞状は特別な方にあげるものであるもので、記念品と同等のものであるとも考えられます。一部の人にはあげる物はすべて認めないとするのはどうでしょうか。

金丸議長：一部の人にあげるか、全体にあげるかという区別だと、全体に記念品あげることも考えられるので、そこを基準とすることは難しいです。

榎戸委員：印刷製本費だけであれば認められるという考え方もできます。

坂口委員：今回、賞状印刷製本費が認められないとなった場合、補助金額は変わらないのでしょうか。

事務局：例えば、支出された費用の一部が審査の結果認められず、補助対象経費の合計額が変更される場合は、補助金額も変更されます。

坂口委員：賞状の印刷製本費 10,000 円が認められなくなれば、この 1/2 である 5,000 円が返金となるということですね。

事務局：その通りです。

岩松委員：賞状の印刷製本費は認められないと整理したほうが良いのではないのでしょうか。

金丸議長：印刷代として提出される領収書からはその印刷物が賞状であるかどうかの判別が難しいです。トロフィーのような物であれば、領収書からすぐに判断ができます。

坂口委員：印刷製本費を認めないとした場合に、筆耕のための報償費は申請時に認めているので、賞状にかかる経費について矛盾が生じてしまうのではないですか。申請時に計上していないので印刷製本費を認めないという整理もできるかと思います。その上で次の申請からは賞状についての費用は認められないとしてもいいのではないのでしょうか。

榎戸委員：賞状の印刷製本費を報償費に項目を変えてしまうという考え方はできませんか。

金丸議長：賞状印刷製本費は、報償費に含めるとするのは難しいと思います。

榎戸委員：賞状の印刷については、これだけ議論してもどちらがふさわしいかという答えが出ない以上、認められるとも認められないとも考えられるのではないのでしょうか。であればグレーな部分なので今回は認め、今後、ガイドブックに賞状は経費として認めないと明記すればよいので

はないですか。

金丸議長：そうですね。本件について、賞状にかかる費用の一部を認めないということは難しいと考えますので、今回に限って、賞状にかかる費用はどちらも認めるとし、今後、賞状にかかる費用については一切認めないと明記するというように整理すべきだと思います。

榎戸委員：どのような形でガイドブックに明記するのか決めた方が良いのではないですか。

金丸議長：スポーツ大会やコンテスト等でのトロフィー、メダル、賞状、また参加賞など参加者に与えられる記念品となるものは認められないという形で明記するのが良いと思います。

金丸議長：次に議題（１）②、「審査会委員からの質問に対する回答について」です。こちらは、A3資料1の通り、委員から事前にいただいた質問に対して、事務局が回答した32団体の内容について、更に追加でご質問等があればお願いします。

小野委員：16番の「まちのすみかの会市川支部」について、参加費を上げたため、参加人数が減ってしまったとのことですが、参加費が問題であったのであれば、今後、参加費を徴収しないのか等、具体的な対応策について確認したいです。

事務局：団体に聞き取りを行いましたところ、市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書では、参加費を上げたことで参加人数が減ってしまったと記載したが、原因はそれだけではないと考えているとのことでした。「太巻き祭りずし」の企画の集客力についても原因があったというようにとらえているため、今年度の事業では内容を検討していきたいという回答でした。

小野委員：そうであれば、記載内容については、より正確に記載頂いた方が良いかと思います。

金丸議長：記載内容は不十分であったが、団体として問題を把握しているとのことですので、今後改善していった方が良いということですね。

岩松委員：企画内容については、参加者の人数の推移のみでなく、活動の公益性や事業の目的を達成できるかどうかという観点が重要ですので、それを踏まえて内容を決めて頂きたい。その上で、参加費用は適正かどうかという判断が必要となるかと思います。

金丸議長：目的に沿っているか、公益性はあるか、という視点で企画を考えて頂きたいですね。

竹中委員：8番「市川市マンション管理組合協議会」についてです。市民活動として広く市民を対象にしたものであるのかどうか、わかりづらいと感じます。マンションの講座等を行っても対象は狭い範囲となってしまうのではないかと危惧していますがいかがでしょうか。

事務局：「市川市マンション管理組合協議会」は、管理組合の運営サポートを通して、市川市内のマンション住民の住環境を向上させ、地域貢献に寄与する目的で活動しております。また、

事業としては個々のマンションの悩みや相談を共有し、解決につなげる交流形式で行っておりますが、マンション共通の課題解決や、地域の中のマンションという視点で考え、地域とのつながりや行政とのつながり、橋渡しの役割を担っていくことを目指して活動を行っていることから、公益性が高いものとして、認識しております。

岩松委員：今回の申請で3年目の実績報告ですよね。例年、相手との調整がうまくいかなかった等、変更が多い団体であるということが気になっています。事業の需要を調査した上で、しっかりとした事業計画を申請するべきです。「公益性」の判断は難しいですが、多くの人の悩みに対してアプローチをして何らかの手助けを行っている、大勢の人が事業に参加して効果が表れている、参加する人が増えているという事が一つの指標となると思います。計画変更が頻繁に起こるとするのは、補助金交付団体としてふさわしくないと思います。規模は広げすぎずに、出来る範囲で計画を立てるということで構わないのではないのでしょうか。

金丸議長：写真の件も含めて、毎年計画変更がある等、事業計画が甘いととらえられることは確かです。申請段階で事業内容については認めており、実績報告に係る審議は、支出内容に問題がないかといった事にはなるとは思いますが、それだけでなく、活動内容や計画について審査会委員より意見が出ていることは団体にお伝え頂ければと思います。

榎戸委員：このような議論の内容を当該団体にお伝えする場はあるのですか。

事務局：確定通知書や今年度の申請時にお伝えいたします。

小野委員：37番「市川にオオムラサキを生息させる会」の飼育小屋の件についてです。毎年、飼育小屋にかかる経費を計上されていますが、その必要はあるのでしょうか。飼育小屋自体が1年で使えなくなってしまうものとは考えにくいと思います。

事務局：お配りした、写真の飼育小屋については、平成29年度に作成したものとなります。平成29年度に自宅で環境を整えて実験的に飼育を行いました。これがうまくいったため、平成30年度、協力する幼稚園や小学校に新たに飼育小屋を建設したことから、飼育小屋にかかる費用が発生いたしました。建設した飼育小屋は今後数年にわたって飼育を行うことのできるものですので、今後も毎年建設費用が発生するものではありません。

小野委員：47番「NPO法人市民後見センターちば」の交通費の内訳が何件いくらかと記載されていますが、その後の事務局から回答の資料1との整合性がとれていない点について伺いたいです。また館山への交通費が発生しているようですが、館山からいらしている方なのでしょうか。

事務局：該当の方は館山から市川市に来ている方で、団体独自の整理として交通費の伝票が3枚なので市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書では3件という書き方になっております。実

際には1枚の伝票の中に数件分の交通費が含まれているため、資料1に記載の件数と整合しておりません。

小野委員：このような書き方だと、3回分の交通費であるという様にとらえてしまう。何回分の交通費かわかりづらいので、詳細を明記してほしい。

小野委員：88番「ぼっけ生きもの倶楽部」のCADソフトについてです。このソフトを何に利用しているかを確認すると、「生物多様性を考慮した草刈り要望図面を作成している」との事でした。この図面を作成するのに一年間ソフトを利用している必要があるのでしょうか。様々な図面を作成しているということであれば理解できますが、そのようには見えません。作成に必要な期間のみの使用料を計上するべきではないのでしょうか。

榎戸委員：ソフトをつかいこなすための時間が必要である、または、様々な人が作成に関わっており、その個々の人が使えるようになるための期間が必要であるという考え方もあるかと思います。

金丸議長：申請段階で認めている費用ですので、今後、ソフトの利用料についてどのように判断するかということでもよろしいでしょうか。

小野委員：今後に向けて検討するべきかと思います。

榎戸委員：ちなみに、市の施設で市民が無料でCADを使えるようなところはないですか。

事務局：ございません。

坂口委員：最近はサブスクリプションサービスが多いので特定のソフトであれば認めるのか、といった整理が必要です。専門性の高いソフトのみ認めると考えると、どのソフトが対象かという整理が難しくなるかもしれません。

金丸議長：この団体に関わらず、ソフトの利用料は今後、申請が出てきたときに、判断が必要になると思います。対象経費となる前提としては、その事業のみで使用していることが必要であり、他のことにも使えるような、汎用性の高いソフトは議論が必要となるかもしれません。

岩松委員：計画性が甘く、安易に実行を取りやめる団体が多いように見受けられます。例えば、90番の「市川子どもわくわくネットワーク」は、申請時にはパンフレットを作成予定であったが、多忙の為実行ができなかったとのことです。2番の「ケアカフェいちかわ」は申請の時点で「平成29年度消耗品を持ち寄りで対応したため支出が抑えることができた、平成30年度あらためて必要量を購入する為」として予算計上したものについて、今年度も費用がかからなかったとのことです。市川市市民活動団体事業補助金は税金を活用していることから、計画内容や予算で計上したものはしっかりと実行していくべきです。あまりにも変更が多いよう

では、申請時の審査の意味がなくなってしまう。

金丸議長：私も、まずは申請した内容がしっかりと実行できているかどうかを実績報告の時に確認しています。天候の影響などで実行できなかったということであればやむを得ないが、実行できなかった理由が重要です。計画変更が続いている団体は問題ですし、年度をまたいで、そのあたりの確認や検討を審査会でも行う必要もあるかと思います。このような意見を出すことも審査会の役割でもあると思うので団体に伝わるとよいのではないのでしょうか。

岩松委員：申請の際には、できることをできる範囲内でしっかりと計画することを気をつけて欲しいです。

金丸議長：次に議題(1)③、「事業効果に疑義のある案件について」です。A3資料2をご覧ください。

「事業の効果」の「△」が付くものについて、皆さまの意見交換をお願いいたします。

岩松委員：先ほど申しましたとおり、実施内容に変更があり、しっかり計画性をもって実行して欲しいという団体を△といたしました。

竹中委員：38番「住み良い街をつくる会」についてです。補助対象経費の大半を飲食にかかる原材料費が占めているというのはよろしいのでしょうか。文化活動やスポーツ等の交流などにかかる費用を計上するべきではないかと感じました。飲食費にかかる費用もそれに附随するものではあると思いますが、そこではない部分の費用を補助対象経費として計上したらよいのではないかと思いました。

金丸議長：こういった意見もあったということをもたお伝えいただければと思います。

竹中委員：68番「元気！市川会」についてです。市川駅前周辺の防犯カメラのメンテナンスや装飾等について活動されていますが、防犯カメラの費用は自治会などへ市からの援助が出ていると認識しています。そことは別に団体としても活動をしなければならず、またそこに補助金を出すことはふさわしいのでしょうか。他の駅でも装飾を実施しているところもありますが、補助金の申請はありません。違いなどはあるのでしょうか。

事務局：団体独自で取り組みをしているものであり、これに市から他の補助金は交付されておられません。市川駅周辺において、より一歩進んだ賑わいを生むために会独自の社会貢献活動をされています。

竹中委員：同様の団体があったとしても補助対象事業になりうるということになるということですね。

岩松委員：32番「まちづくり家づくり CafeIchikawa」について、事業で作成したマップについてはどのようにしているのですか。

事務局：事業で作成したマップは展示や啓発事業の中で無料で市民の方に配布をしております。

金丸議長：引き続き、議題(2)「その他」として、①「補助金交付申請の追加募集について」です。

事務局から内容の説明をお願いします。

事務局：それでは、「補助金交付申請の追加募集について」をご説明させていただきます。A4資料3をご覧ください。はじめに、1.「過去3年の予算額に対する申請および交付決定の推移」についてです。制度開始から3年が経過し、実績といたしまして、補助金交付事業数は、ほぼ一定の水準を保ち、交付決定額は、微増にとどまっている状況です。このようなことから、追加募集の趣旨といたしましては、市民の市民活動への参加の促進に、今後更なる広がりを目指し、余剰分を出すことなく、当制度を運営していきたいと考えております。つきましては、例年の申請から交付決定までのスケジュールを勘案し、予算の範囲内において、追加で事業の申請を募集していくことを検討しております。このため、今回、審査会委員の皆さまからのご意見を賜りたく、お願い申し上げます。

金丸議長：予算額に対し、申請額に余裕があるなかで、現在の申請時期だけでなく10月ごろに追加募集をし、補助金の活用を促進しようというものです。なにかこの件について、ご意見がありますでしょうか。

小野委員：予算に余裕があるのであれば、追加募集でより多くの方に参加して頂いた方が良いと思います。

金丸議長：予算が余っているので使うという考えではなく、申請の機会を増やしていくというのは必要だと思えます。利用したい団体が制度を利用できないということ無くすという観点ですね。

小野委員：追加募集で採用された団体のスケジュールはどのようになるのですか。事業の残りの日数が少なくなってしまうのでしょうか。

事務局：補助対象事業として、「4月から翌年3月までに行われる事業」という要件は変わらず、市川市市民活動団体事業補助金を活用して実施できる、事業の日数が少なくなることはありません。(例5月に実施した事業を10月の追加募集で申請も可能)また、通年事業を10月まで半期進めた段階での申請という手法も可能になりますので、審査会からご指摘いただいておりますような、事業計画と実績が乖離してしまうといった問題も改善されるかと思えます。

金丸議長：追加募集については、委員からの意見を踏まえ、検討を進めていただければと思います。

金丸議長：以上で全ての議題が終了しましたので、これをもちまして、令和元年度第1回市川市市民活動団体事業補助金審査会を閉会いたします。